

第1編 保稅制度の概要

1. 保稅地域制度の紹介

(1) 保稅地域とは

外国から我が国に到着した貨物の輸入手続は、その貨物を特定の場所に蔵置して行うことが確実な通関手続のために必要です。貨物を外国に向けて輸出する場合の通関手続も同様です。また、我が国の貿易及び商工業の発展を促すためには、外国から我が国に到着した貨物を関稅未納のまま、長期にわたって特定の場所に蔵置し、あるいは、これを原料として加工・製造を行うことが必要となる場合があります。さらに、國際博覽會等に出品される貨物は、関稅未納のまま特定の場所に展示することができます。これらの必要から設けられた場所が保稅地域です。

このように、「保稅地域」とは、輸出入手続を適正かつ効率的に行い、また、貨物を輸入手続未済のまま、蔵置又は加工・製造、展示等を行うことができる特定の場所をいいます。

保稅地域は、一般的には一定区画の土地又は建造物です。水面や船舶、車両のように定着性のないものは保稅地域とすることはできません。しかし、土地に囲まれ、又は他と全く區別された水面、例えば囲柵やえん堤等によって囲まれた貯木場の水面、又は土地に定着しているさん橋その他の工作物のように定着性のあるものは保稅地域とすることができます。

(2) 保稅地域の種類

保稅地域は、税関行政上の必要に基づいて設置されるものです。このため、無秩序に設置されることは必ずしも適当でなく、その設置については、財務大臣の指定（指定保稅地域）又は税関長の許可（指定保稅地域以外の保稅地域）が必要とされています。保稅地域は、その機能に応じて、

指定保稅地域、保稅蔵置場、保稅工場、保稅展示場、総合保稅地域の5種類に区分されます。

《関稅法》

（保稅地域の種類）

第29条 保稅地域は、指定保稅地域、保稅蔵置場、保稅工場、保稅展示場及び

